

岸根公園特記仕様書

1 概要

所在地	港北区岸根町 725
公園の沿革や特徴、現指定管理期間中の改修等の状況等	<p>岸根公園は、昭和 15 年に防空緑地を兼ねた総合運動場施設を持った公園として計画されましたが、戦時中整備が中断し、戦後米軍に接收されました。部分的な接收解除によって昭和 45 年より整備を再開し、昭和 46 年一部竣工、運動公園として公開をしました。</p> <p>その後、昭和 48 年の全面接收解除を待って、新たな整備を計画し、用地は民有地の買収により取得し軟式野球場、芝生広場、運動広場等施設を整備し、災害対策用備蓄庫も設け広域避難場所にも指定され全面公開されました。園内に県立武道館があります。</p> <p>平成 22 年度 放送設備更新 平成 24 年度 高圧受電設備更新 平成 28 年度 園内灯更新 平成 28 年度 忍者トリゲ一部改良 平成 28・29 年度 ひょうたん原っぱ園路更新</p>
面積	140,587㎡（運動公園）
有料施設	<p>利用対象施設 野球</p> <p>面数 1 面</p> <p>現行の利用料金 1 面 1 時間1,300円、夜間照明料30分2,650円</p> <p>対象種目 軟式野球、少年軟式野球、ソフトボール</p> <p>開場期間 3月の第3土曜日～12月第3日曜日※1</p> <p>休場日 毎月第1・第3・第5月曜日 (休日の場合は、その直後の休日でない日)</p>
付帯設備	野球場、せせらぎ広場、ひょうたん原っぱ、管理棟、遊具、池ほか
電気設備等	<p>1 高圧受変電設備（電気室）</p> <p>(1) 屋内キュービクル 3面（高圧盤 1面、低圧配電盤 2面）</p> <p>(2) 動力用変圧器 150kVA 1台</p> <p>(3) 電灯用変圧器 50kVA 1台</p> <p>(4) 高圧コンデンサー 10kVA 1台</p> <p>2 負荷設備</p> <p>(1) 分電盤 9面</p> <p>(2) 制御盤 5面</p> <p>3 園内灯設備</p> <p>(1) LED72W 63基</p> <p>(2) セラメタ110W 2基</p> <p>4 夜間照明設備</p> <p>(1) 野球場(照明鉄塔) 4基（メタルハライドランプ1kw×18基／鉄塔）</p> <p>5 放送設備</p> <p>(1) 放送設備ラック（パワーアンプ 2台、電源装置、プログラムタイマー、CDプレーヤー等）</p>

	(2) レピーター盤	6面
	(3) スピーカー	14台
6	水景施設	
	(1) 流れ (休止中)	669m ²
	(2) 地下水槽 (休止中)	45m ³
	(3) 池 (篠原池)	3000m ²
7	時計設備	
	広場(両面)	1基

※1

4月1日～11月30日	9:00～21:00
4月～11月の第2、第4月曜日 (休日の場合はその直後の休日でない日)	13:00～21:00
3月第3土曜日～3月31日 12月1日～12月第3日曜日	9:00～17:00
3月第4土曜日、12月第2月曜日 (休日の場合はその直後の休日でない日)	13:00～17:00

2 電気・機械設備点検・修理項目

管 理 項 目	対 象	内 容	回 数・概 要	
点 検	高圧受電設備	定期点検	1回/年 (法定点検)	
		巡視点検	1回/月 (法定点検)	
	負荷設備	分電盤・制御盤	定期点検	1回/年 (法定点検) 外観点検・絶縁抵抗 測定・動作確認等
	照明設備	建物内	巡視点検	1回/年 外観点検・絶縁抵抗 測定・点灯確認等
	園内灯設備	園内灯・分電盤	巡視点検	1回/年 外観点検・絶縁抵抗 測定・点灯確認等
	夜間照明設備	野球場、庭球場	定期点検	1回/年 外観点検・絶縁抵抗 測定・点灯確認等
	放送設備	アンプ・スピーカー	定期点検	1回/年 外観点検・絶縁抵抗 測定・動作確認等
	時計設備	公園時計	定期点検	1回/年 外観点検・動作確認 等
水景施設	流れ・地下水槽	定期点検	1回/年 ポンプ・ろ過装置等 の点検・動作試験等	

	消防設備	消防設備	定期点検	2回/年（法定点検）
修理	園内灯設備	公園内全園内灯	ランプ交換	点検時・随時 水銀灯は同等照度のセラメタ又はLEDに交換してください
	夜間照明設備	野球場、庭球場	ランプ交換	随時
	修繕	各々設備	部品交換等	随時

3 特記事項

(1) 指定管理者制度による公園の管理運営について

指定管理者制度は総務省が「単なる価格競争による入札とは異なるものである」と明言しているとおり、委託契約の延長ではなく、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置目的を達成するものです。

ただ単に公募条件を満たす管理運営だけを実施するのではなく、指定管理者のアイデアやノウハウを活用し、指定管理者ならではの管理運営を実現してください。

(2) 各年度の事業計画書及び事業報告書の公表について

横浜市ではすべての指定管理者制度導入施設で事業計画書及び事業報告書の公表を義務付けています。指定管理者は、北部公園緑地事務所の承認を受けた事業計画書及び事業報告書をPDF化し、北部公園緑地事務所に提出してください。北部公園緑地事務所のホームページにて公表をいたします。

なお、設置管理許可制度による施設運営に関する事業は記載しないでください。

(3) 建築物の施設管理者点検について

管理棟について、横浜市建築局作成の施設点検マニュアルにより施設管理者点検を実施し、その結果を北部公園緑地事務所に報告してください。報告時期については、北部公園緑地事務所から通知します。

(4) 公園駐車場の管理許可について

公園駐車場については、指定管理者制度と別の行政処分であり、指定管理者は管理許可により公園駐車場の運営管理を行うものとします。そのため北部公園緑地事務所への許可申請を提出し、許可を受けた後、規定の使用料を横浜市に納入する必要があります。

なお、駐車場の料金を含むすべての管理運営については、管理許可書の条件に記載した事項を遵守の上、北部公園緑地事務所の指示に従ってください。

(5) 人員体制について

指定管理者職員の労務環境や業務効率性を考慮し、公園を統括し予算や提案事業を含めた業務全般を指揮監督する統括施設長1名及び副施設長を必ず配置し、提案書には実際の人員配置を必ず明記してください。

(6) 高圧受変電設備について

指定管理者が、電気事業法に基づく自家用電気工作物の保安の監督を行います。

(7) 物品の販売等の自主事業については、事前協議において別に設置許可を受ける必要はなく、

指定管理区域内の指定管理事業として整理をしますので、その場合は北部公園緑地事務所から承認を受けるのみで実施可能です。

(8) 月報や四半期報の提出期限については、翌月30日までとします。必ず提出期限内の提出をしてください。期限までに書類の提出がない場合、実績評価での減点対象となります。

- (9) 事業計画書の提出期限を事業開始年度の前年1月31日までとします。それ以後、提出された事業計画書の事前協議を必ず北部公園緑地事務所と実施し、確定次第PDF化したものを提出してください。
- (10) 事業報告書の提出期限については事業終了年度の翌年5月31日までとします。こちらも事業計画書と同様の対応をお願いします。なお、3月決算以外の指定管理者の場合には北部公園緑地事務所と協議をして、提出日を定めてください。
- (11) 広域避難場所について
広域避難場所として位置付けられています。災害発生時には、住民が一時的に避難をしますので、港北区防災計画に基づき、港北区の指示に従って対応をしてください。
- (12) 飛行場外離着陸場について
横浜市より飛行場外離着陸場として指定されており、災害時のヘリコプターの離着陸場として、自衛隊や他都市からの応援航空部隊が使用することや、緊急患者の搬送や緊急物資の輸送が行われる場合があります。
実際の使用に際しては横浜市防災計画や港北区防災計画に基づき、港北区の指示に従って対応してください。
- (13) 災害時の物資集配拠点について
災害時の物資集配拠点として位置付けられているため、災害発生時には、全国から送られてくる救援物資の一時保管場所となります。横浜市防災計画や港北区防災計画に基づき、港北区の指示に従って対応してください。
- (14) 少年野球場の取扱いについて
公園内に所在する少年野球場は、地元管理運営委員会が利用調整及び日常的な清掃・除草等を行っています。指定管理区域に範囲が含まれていますが、管理運営委員会と管理運営についての協議を事前に必ず行い、管理運営委員会の維持管理業務と指定管理者との業務分担を図り、書面での管理運営の取り決めを実施してください。
- (15) 電気・機械設備の管理について
指定管理者にて「2 電気・機械設備点検・修理項目」により点検及び修理を実施してください。
なお、点検報告書は点検後速やかに管理部署まで電子データで提出してください。

4 課題等（様式24記載事項）

- (1) 公園の特徴として大きな芝生広場があり、適切な管理運営が必要となっています。その活用方法や利用ルールなどを指定管理者の創意工夫に基づいて提案をしてください。
- (2) 園内の池について、その安全対策や活用が必要となっています。その対策や活用の取組について応募団体の創意工夫に基づく提案してください。
- (3) 公園内での自転車通行が多くなっており、対策が必要ですが、その対策を提案してください。
- (4) 指定管理区域内に公園の利便性向上や魅力向上を目的として、設置許可が必要な施設を設置することを応募団体が考えている場合は、提案書に記載をしてください。ただし、法令等によって設置ができない場合がありますのでその点ご了承ください。
- (5) その他公園の特性や維持管理上の課題等に応じた取組があれば、応募団体の創意工夫に基づいて提案してください。

※災害時の緊急対策、安全対策、防犯対策、維持管理等については、該当する様式に必ず提案をしてください。

